地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱

令和2年2月26日 府政経運第43号

1 事業の目的

地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態や ニーズを踏まえた、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体 や支援団体等と連携した取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援 加速化交付金」(以下「交付金」という。)を創設し、先進的・積極的に就 職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援するとともに、優良 事例を横展開することを目的とする。

2 交付対象者

交付金の交付対象者は、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。

3 都道府県プラットフォームの事業実施計画等の提出

- (1) 交付金の交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省が示す「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム設置要領」に即して都道府県プラットフォームを設置し、関係機関等の支援策をとりまとめ策定する都道府県プラットフォームの事業実施計画を4の交付金計画に添付して、内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 交付金の交付を受けようとする指定都市は、就職氷河期世代活躍支援に 関する計画を策定し、内閣総理大臣に提出するとともに道府県に通知する ものとする。

4 交付金計画の作成

- (1) 交付金の交付を受けようとする都道府県は、都道府県が交付金を充てて 行おうとする事業、市町村(特別区を含み、指定都市を除く。以下同 じ。)が交付金を充てて行おうとする事業(以下「市町村事業」とい う。)をとりまとめの上、別に定める様式により交付金計画を作成し、内 閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 交付金の交付を受けようとする指定都市は、交付金を充てて行おうとする事業を、別に定める様式により交付金計画を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに道府県に通知するものとする。

- (3) 市町村は、都道府県が定めるところにより市町村事業について、都道府県知事に申請するものとする。
- (4) 交付金の交付を受ける都道府県等は、交付金計画に変更が生じた場合に は、別に定める様式により内閣総理大臣に報告するものとする。

5 交付対象事業

交付金計画に盛り込む地域就職氷河期世代支援加速化事業(以下「事業」という。)は、都道府県プラットフォームの事業実施計画(指定都市が策定する就職氷河期世代活躍支援に関する計画を含む。)に位置づける事業のうち、主に次に掲げる事業が考えられる。

- (1)地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
- (2) 就職氷河期世代に特化した相談支援
- (3) 多様な働き方、社会参加の場の創出
- (4) 地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催
- (5) 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- (6) 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化
- (7) (1) から(6) までに掲げるもののほか、地方公共団体等が先進的・ 積極的に就職氷河期世代への支援に取り組むための事業 等

6 交付金の交付

内閣総理大臣は、都道府県等が事業のために支出した費用について、別に 定めるところにより交付金を交付するものとする。

7 効果検証

- (1) 交付金の交付を受けようとする都道府県等は、交付金を充てて行う事業 の実施状況に関する客観的な指標(以下「重要業績評価指標」という。) を設定の上、その達成状況について、毎年度検証するものとする。
- (2) 都道府県等は、検証結果について内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

8 事後評価

- (1) 都道府県等は、次に掲げる事項について、交付金計画期間終了後に速やかに事後評価を行うものとする。
 - ・ 交付金計画期間における事業の達成状況
 - 交付金計画期間における重要業績評価指標の達成状況

- (2) 都道府県等は、事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の 意見を求め、又は都道府県等独自の評価制度を活用するなどにより、評価 の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるものとする。
- (3) 都道府県等は、評価結果について内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

9 重要業績評価指標等の検証状況の把握

内閣総理大臣は、交付金の交付を受けた都道府県等に対し、7による検証 結果及び8による事後評価について、報告を求めることができるものとす る。

10 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣、財務大臣及び厚生労働大臣は、交付金計画の適正な実施の ため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

11 その他

この要綱及び地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱(令和2年 2月26日付府政経運第44号)に定めるもののほか、必要な事項は、地域 就職氷河期世代支援加速化事業推進室長が別に定めるものとする。